

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年11月30日（平成29年（行情）諮問第463号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第476号）

事件名：特定年度における精神障害者保健福祉手帳に係る審査請求及び処理が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「精神障害福祉手帳，精神障害の年金に係る審査請求及び処理がわかる文書 H28年度」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成29年9月1日付け厚生労働省発総0901第6号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，これを取り消し，不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成29年8月1日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「精神障害福祉手帳，精神障害の年金に係る審査請求及び処理がわかる文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人は，これを不服として，同年9月11日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求は、「精神障害福祉手帳、精神障害の年金に係る審査請求及び処理がわかる文書」に関して行われたものである。処分庁は、「精神障害福祉手帳」については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第125号。以下「精神保健福祉法」という。）に規定する「精神障害者保健福祉手帳」（以下「手帳」という。）であるとし、「精神障害の年金」については、国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金であるとして、これらに係る審査請求及びその処理経過が分かる文書を開示請求対象行政文書として特定した。

（2）原処分の妥当性について

ア 精神障害者保健福祉手帳について

（ア）手帳については、精神保健福祉法45条の規定により、申請者は、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることとされ、都道府県知事は交付に係る審査を行い申請者に手帳を交付しなければならないとされており、手帳の交付等に関する事務は、同法51条の12の規定により指定都市で処理される場合を除き、都道府県で行われている。

（イ）ここで、手帳の交付に係る処分についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づいて行われており、同法4条1号の規定により、処分をした行政庁に上級行政庁がない場合は、当該処分庁に対して審査請求をする旨規定されている。

（ウ）したがって、手帳の交付に係る審査請求は都道府県知事又は指定都市の市長に対して行われるものであることから、処分庁において本件対象行政文書を保有していないことに不合理な点は認められず、原処分は妥当であると考ええる。

イ 障害基礎年金及び障害厚生年金について

障害基礎年金及び障害厚生年金（以下、併せて「障害年金」という。）については、国民年金法101条1項及び厚生年金保険法90条1項の規定により、被保険者の資格や給付に関する処分等は、社会保険審査官に対して審査請求をすることとされている。

また、社会保険審査官は社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）1条の規定により、各地方厚生局に置かれており、審査請求に関する事務は地方厚生局で行われることとされているため、処分庁において本件対象行政文書を保有していないことに不合理な点は認められず、原処分は妥当であると考ええる。

（3）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行

政文書を管理している。」として原処分取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、これに対する処分庁の説明は上記3(2)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月18日 審議
- ④ 同年2月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「精神障害福祉手帳、精神障害の年金に係る審査請求及び処理がわかる文書 H28年度」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書(上記第3の3)において以下の趣旨を説明する。

ア 文書の特定について

「精神障害福祉手帳」は、精神保健福祉法に規定する「精神障害者保健福祉手帳」(手帳)であり、「精神障害の年金」は、国民年金法及び厚生年金保険法に規定する「障害基礎年金」及び「障害厚生年金」(障害年金)であり、これらに係る審査請求及びその処理経過が分かる文書を、本件対象文書として特定した。

イ 原処分の妥当性について

(ア) 手帳について

精神保健福祉法の規定により、都道府県知事(又は指定都市の市長。以下同じ。)は、手帳の交付申請に基づき審査、交付しなければならないとされており、手帳の交付に係る処分についての審査請求は、行政不服審査法に基づき、処分をした行政庁に上級行政庁がない場合に該当し、都道府県知事に対して行われるものであることから、処分庁において本件対象文書を保有していないことに不合理な点は認められず、原処分は妥当である。

(イ) 障害年金について

障害年金に係る被保険者資格や給付に関する処分についての審査請求は、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、地方厚生局に置かれる社会保険審査官に対して行われるものであることから、処分庁において本件対象文書を保有していないことに不合理な点は認められず、原処分は妥当である。

(2) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令に基づいたものであり、不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子